

カサブランカ居宅介護支援センター運営規定

第1条<事業の目的>

(有)エイプラスアールが開設するカサブランカ居宅介護支援センター（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条<運営方針>

- 一、 当事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 二、 当事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定の事業者に偏することのないよう公平かつ中立に実施する。
- 三、 当事業所は、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、地域総合支援センター、介護保険施設との連携に勤める。

第3条<事業所の名称、所在地>

- 一、 事業所の名称は カサブランカ居宅介護支援センター
- 二、 事業所の所在地は 明石市大久保町西島839-1

第4条<従事者の職種・員数及び職務内容>

- 一、 当事業所は次のとおり管理者を設置する
 - ・ 管理者（主任ケアマネ） 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は従業者及び利用の申込みに係わる調整など業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 二、 当事業所は次のとおり介護支援専門員を設置する
 - ・ 介護支援専門員 1名以上
 1. 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける
 2. 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う
 3. 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う

第5条<営業日及び時間>

営業日および営業時間は次の通りとする。

1. 営業日は月曜日から金曜日までとする。
(ただし12月30日～1月3日を除く)
2. 営業時間は通常時間として9:00から17:00とする。

第6条<サービス提供方法及び内容>

一、サービス提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 利用者の相談を受ける場所は当事業所の相談室とする。
2. 使用する課題分析票の種類は全社協方式とする。
3. サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求める。
4. 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、最低1ヶ月に1回は利用者の状態、居宅サービスの実施状況等のモニタリングを行い、その結果を記録する。

第7条<利用料>

一、利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(その他費用の額)

二、次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

1. 1kmあたり 100円
2. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条<通常の事業実施地域>

一、通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

明石市、神戸市西区、稲美町、播磨町、加古川市

第9条<研修の確保>

一、介護支援専門員等の資質を高めるために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
2. 継続研修 年2回

第10条<秘密の保持>

一、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をほじさせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

第11条<その他>

一、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

1 2 条 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知し必要な研修・訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 条 身体拘束について

- ・事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容等を記録し、5年間保存します。また身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

1 4 条 感染症の予防及びまん延防止について

- 当事業所は、事業所内で発症が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成しています。

1 5 条 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備等行います。

また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	竹本 千寿世
-------------	--------

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待の防止のための指針を作成しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を開催しています。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

附則 この規定は、平成18年6月15日から施行する。
この規定は、平成20年7月1日から施工する。
この規定は、平成21年2月9日から施工する。
この規定は、平成27年4月1日から施工する。
この規定は、平成29年4月1日から施工する。
この規定は、平成29年6月1日から施工する。
この規定は、平成30年9月1日から施工する。
この規定は、令和4年4月1日から施工する。
この規定は、令和6年4月1日から施工する。